

マンション・団地再生 コーディネーター 募集のご案内

マンション・団地再生に取り組む市民を応援
するため、専門家の登録を募集します！



目 次

I. 制度の概要

1. 制度の趣旨
2. 支援の内容
3. 事業の流れ

II. 募集の概要

1. 登録の条件
2. 申請書類
3. 登録までのスケジュール
4. 派遣報酬
5. その他

III. お問い合わせ先

参考

- ・フロー図
- ・目標設定のイメージ

I. 制度の概要

I-1. 制度の趣旨

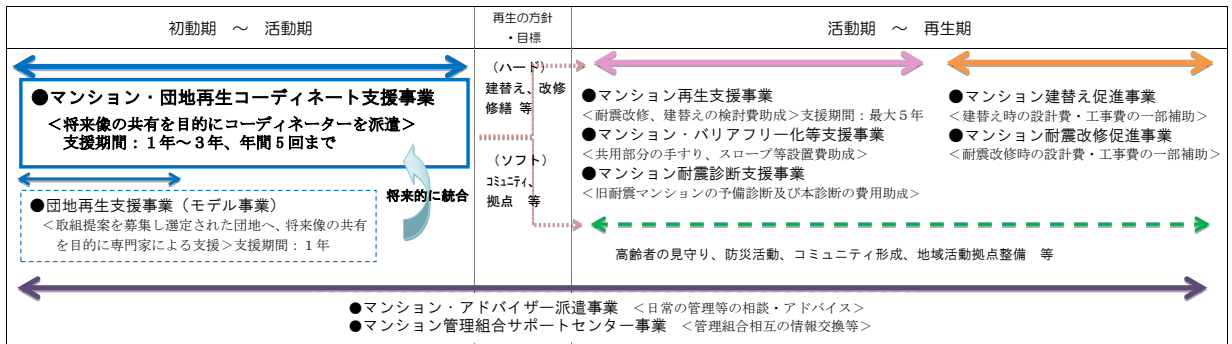
建物の高経年化や設備の陳腐化、居住者の高齢化による管理組合の役員の担い手不足など多くの課題を抱えているマンション・団地が多く立地しています。

これら共通の課題がある一方で、立地や周辺環境、居住者の価値観等、マンション・団地によって抱えている課題は様々あり、各々の課題に沿った支援を行うことが求められています。

また、マンション・団地の再生は、居住者が中心となって課題や将来像を共有しながら、再生に向けた取組を中長期的に進めていくことが重要になります。

そのため、横浜市では、マンション・団地の再生に向け、課題解決や将来の検討を進めるためのきっかけづくりなどを支援する「マンション・団地再生コーディネート支援制度」を創設し、再生に向けた取組の初動期から活動期の支援を実施していきます。

本制度の創設により、既存の支援制度と合わせて、再生の段階や時期を問わず切れ目のない支援を推進していきます。



I-2. 支援の内容

建物の将来検討やコミュニティ形成の検討、拠点整備等、ソフト・ハードを問わずマンション・団地の将来像を居住者が共有し検討を進めるきっかけづくりを目的に、コーディネーターによる支援を行います。

【支援対象のマンション・団地】

市内に分譲されたマンション・団地（戸数、棟数、築年数は問わない）

【支援の相手】

再生に向けた活動を自主的に行うもので、概ね5名以上の住民で構成された検討体制が確立された管理組合及び自治会町内会又はそのいずれかから承認を受けた委員会等

【支援に要するコーディネーターの派遣回数及び費用】

- ・支援は年度単位で、1年度あたり5回、通算3か年度を上限
- ・支援に要する費用は無料（マンション・団地の負担）

【支援の内容】

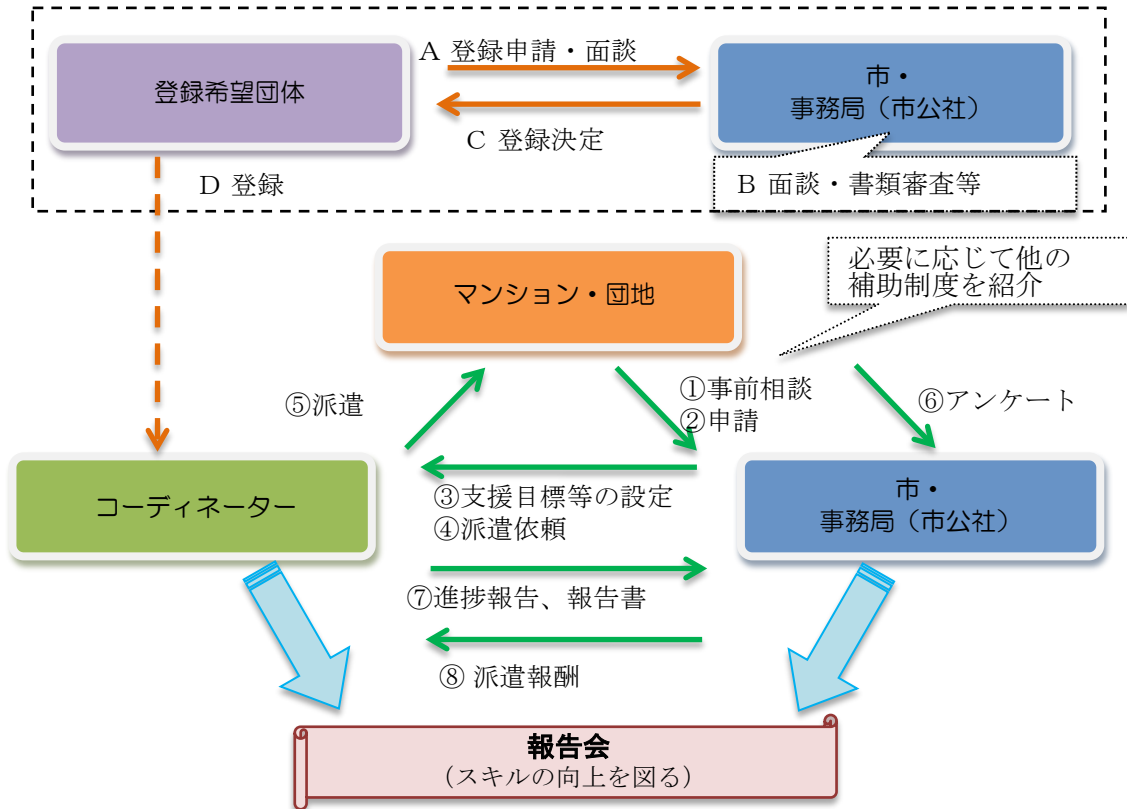
支援の相手と調整したうえで、取組内容に応じたコーディネート支援を行います。

（例）

- ・将来検討（建物、住環境やコミュニティ形成等）に関する具体的なアドバイス
- ・会合への出席、意見の整理、進行（1回あたり3時間程度）
- ・資料作成（レジメ、議事録、対応策の提言等）
- ・資料収集、資料の提供（他の事例、文献等からの引用、関連部署の紹介、ワークショップ等）
- ・専門家の紹介（費用負担が発生する場合はマンション・団地負担）

※図面の作成、事業計画・資金計画等の作成、他の補助事業等の申請等は支援の対象外です。

I-3. 事業の流れ

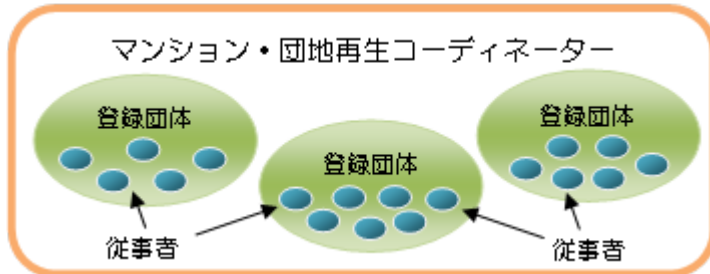


- ① 事務局は、事前相談により課題や取組の方向性、支援内容を確認。必要に応じて他の補助事業等を紹介
- ② 相談後、本事業の申請を行うマンション・団地は、申請書を提出
- ③④ 支援決定にあたり、市・事務局・コーディネーターによる3者で支援の方向性や目標等を設定
- ⑤ コーディネーターは、日時や取組内容等についてマンション・団地と調整のうえ支援を開始
- ⑥ 支援終了後、マンション・団地は、アンケートを事務局に提出
- ⑦ コーディネーターは、会合の開催日時や内容等の進捗報告を都度、また、支援終了後、派遣報告書および請求書を事務局に提出
- ⑧ 事務局は、報告書等の内容を確認後、請求書に基づき派遣報酬をコーディネーターに支払う

Ⅱ. 募集の概要

Ⅱ-1. 登録の条件

登録の条件全てを満たし、支援に伴う活動を実施できる団体及び団体に属する者を募集します。



※マンション・団地コーディネーターは、「団体の登録」及び「団体に属する従事者」の両方の登録が必要になります。

【登録の条件】

- ・横浜市一般競争入札有資格者名簿（設計、測量等）に「901建築設計」又は「905建設コンサルタント等の業務」の種目で登録されている団体であること
- ・マンションや団地の再生や市街地再開発等の実績を有している団体であること
- ・本事業のコーディネーターとして5名以上の従事者の登録が可能な団体であること
- ・コーディネーター登録者の内2名以上は次のいずれかの資格を有している団体であること
 - 「再開発プランナー」
 - 「一級建築士」
 - 「マンション管理士」
 - 「技術士（建築部門 都市及び地方計画）」
- ・本制度の趣旨を理解し、取組内容に応じて「I-2」の支援内容を実施できること

【支援に伴う活動】

- ・支援に関する業務は、コーディネーター登録者の内2名以上で対応すること
 - ・対応するコーディネーターが、登録されている有資格者から必要に応じて専門知識のアドバイスを受けられること
 - ・支援を行うマンション・団地の支援内容や目標設定等について事前に横浜市及び事務局と調整を行うこと
 - ・支援に際し、適宜、進捗報告及び支援終了後14日以内に、報告書の提出を行うこと
 - ・横浜市が開催する報告会に参加し、支援を行ったマンション・団地の報告を行うこと
 - ・横浜市及び事務局と必要に応じて、連絡調整を図ることが出来ること
 - ・本制度の周知・広報に協力できること
- ※本事業を利用してもらうためのマンション・団地への営業は可能

Ⅱ-2. 申請書類

登録の申請に際しては、次の書類を提出してください。

- ▶ マンション・団地再生コーディネーター登録申請書（要領第1-1号様式）
- ▶ マンション・団地再生コーディネーター団体経歴書（要領第1-2号様式）
申請する団体の実績やPR等を記載してください。
ここで記載した内容については公表されます。
- ▶ マンション・団地再生コーディネーター登録者名簿（要領第1-3号様式）
コーディネーターとして登録する従事者の情報を記載してください。
ここで記載した内容については公表されます。

Ⅱ-3. 登録までのスケジュール

申請は、事務局（横浜市住宅供給公社）にて、随時受け付けを行っています。

- ①申請
- ②審査（書類及び面談）
- ③選定・登録

Ⅱ-4. 派遣報酬

- ・1回の派遣につき7万円（消費税込み・交通費等諸経費含む）
- ・コーディネーターが他の専門家を紹介する場合でも、1回当りの派遣報酬の額は変わりません。

Ⅱ-5. その他

- ・団体の登録にあたっての有効期間の定めはありませんが、登録を辞退する場合は届出が必要になりますので、事務局へご相談ください。
- ・コーディネーター登録者の追加、変更、辞退については、届出が必要になりますので、事務局にご相談ください。
- ・登録の受付は、随時行っていますが、支援の申請状況等により、受付を中止することがありますので、予めご了承ください。

Ⅲ. お問い合わせ先

事業実施主体

横浜市建築局住宅再生課

受付時間: 8時45分から17時15分
(土・日曜日・祝祭日を除く)

Tel: 045-671-2954

事務局・お問い合わせ先

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

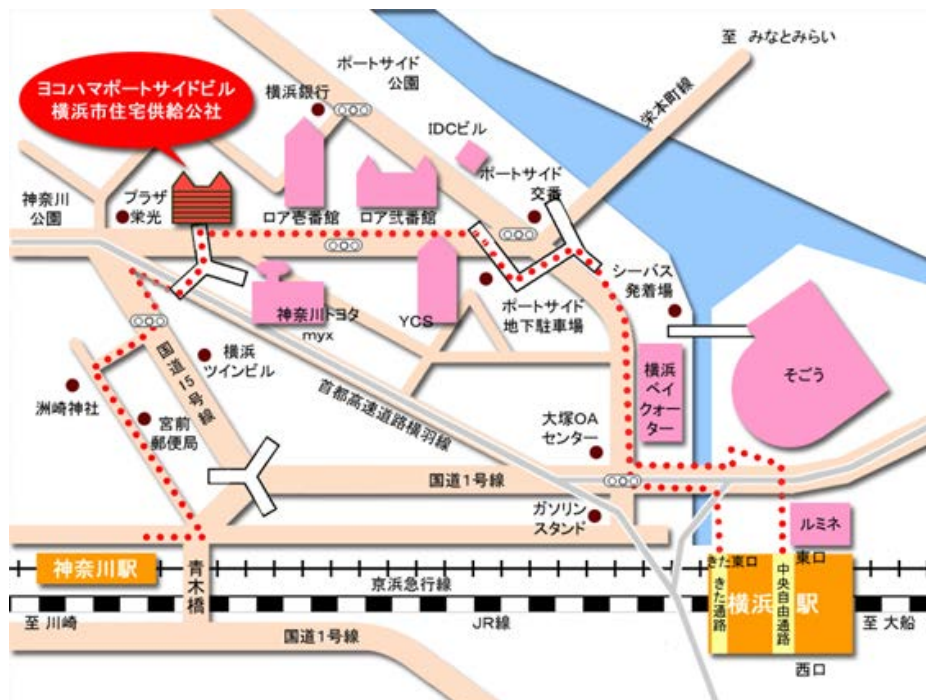
所在地: 横浜市神奈川区栄町8-1ヨコハマポートサイドビル5F

受付時間: 9時から17時(土・日曜日・祝祭日を除く)

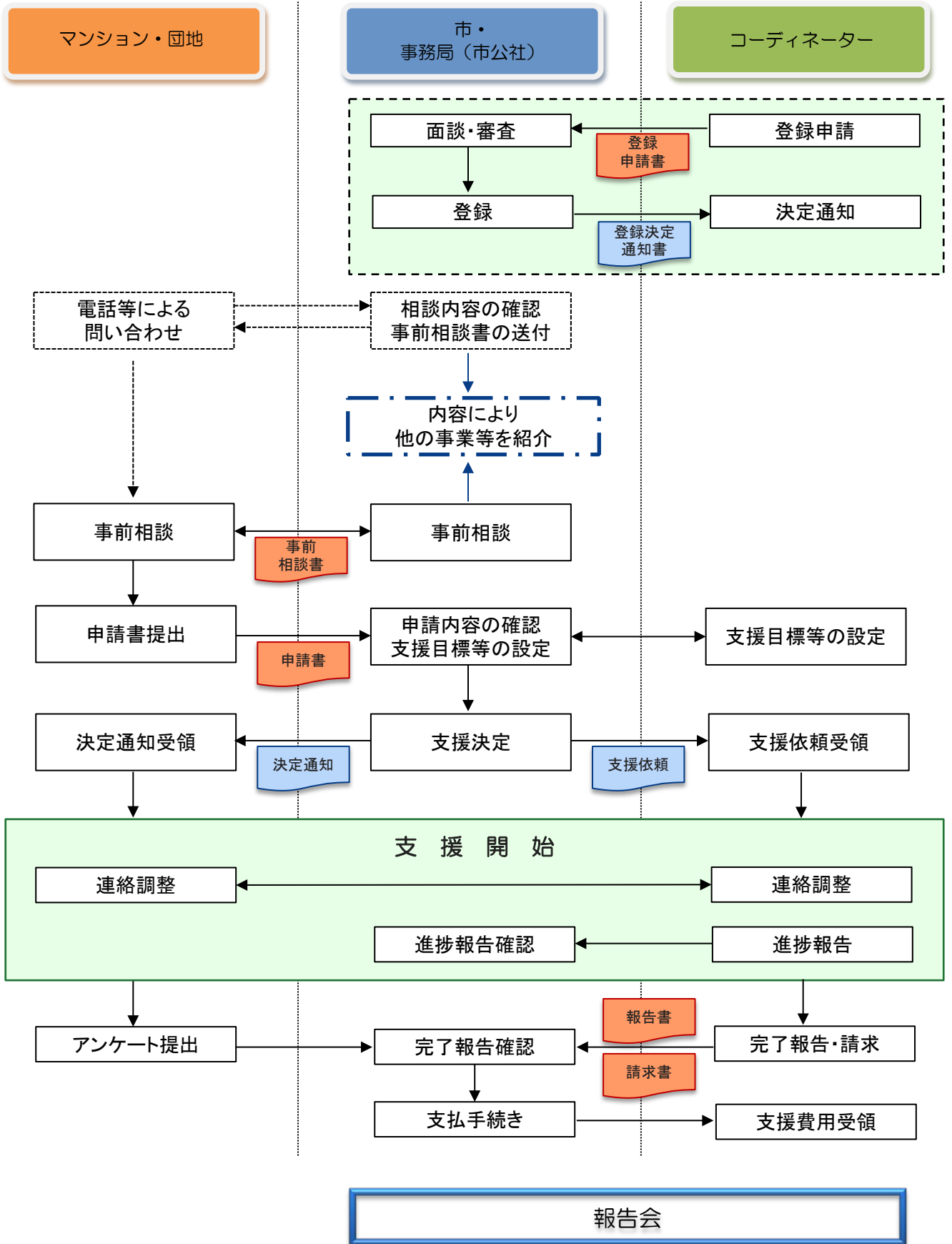
Tel: 045-451-7740 Fax: 045-451-7789

E-mail: danchi@yokohama-kousya.or.jp

案内図 (横浜市住宅供給公社)



【フロー図】



【目標設定のイメージ】

マンション・団地ごとに、これまで積み上げてきた管理組合の活動内容や歴史、事情が異なり、更に立地条件などの外部条件もそれぞれに異なるため、申請者の支援要望は多岐にわたるものと思われます。また要望レベルもさまざまなケースが想定されます。

このような状態で、統一した達成目標を求める形での支援を行うことは難しいため、案件ごとに事務局（公社）、コーディネーター、横浜市で目標設定し、申請者と意識を共有する必要があります。

イメージ1

管理組合がなく、建物の老朽化で困っている
～ 何かやりたいが、どうしたらよいかわからない ～

(検討内容の決定)
具体的な取組の整理

- 第1回 検討メンバーで意見交換し、課題の抽出・共有を行う
- 第2回 やりたい事を実現するための方策などをアドバイス
- 第3回 やりたい内容の方向性等について、情報提供をしながらアドバイス
- 第4回 具体的な内容の検討(スケジュール検討、体制づくり)
- 第5回 対応策の提言(理事会等へ次年度へ向けた方針など)

イメージ2

管理組合役員の担い手を増やし、理事としての意識を向上させたい
～ 問題意識はあるが、どう進めたら良いかわからない ～

(検討内容の整理)
課題の洗い出し、有志の募集

- 第1回 検討メンバーで意見交換し、課題の抽出・共有を行う
- 第2回 問題点の整理ややりたい事を実現するための方策などアドバイス
- 第3回 担い手を増やす手法や対応策の方向性を検討
- 第4回 スケジュールや体制等、具体的な内容や対応策の検討
- 第5回 対応策の提言(理事会等へ次年度へ向けた方針など)

イメージ3

理事会の一部で建替え検討を始めているが、進め方が急で共有されていない
～ 一部有志で問題意識があり組織化したいが、全体で問題意識が共有されず前に進まない ～

(実施に向けた体制づくり)
問題意識の共有、検討体制確立

- 第1回 検討メンバーで意見交換し、課題の抽出・共有を行う
- 第2回 建替えに必要な流れを勉強
- 第3回 どのように合意形成を図るべきか、現体制と進め方の改善点を検討
- 第4回 課題解決に向けた具体的な内容や対応策の検討
- 第5回 対応策の提言(理事会等へ次年度へ向けた方針など)